

## V 承認送信事業者

(承認送信事業者とは)

問104 承認送信事業者について、具体的に教えてください。

【答】

承認送信事業者とは、次の承認要件を全て満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）で、輸出物品販売場を経営する事業者が行うべき購入記録情報の提供を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者をいいます（消令18の4④）。

承認送信事業者は、次の購入記録情報を提供するための要件（提供要件）を全て満たす場合は、契約に係る輸出物品販売場ごとに、購入記録情報の国税庁長官への提供を行うことができます。

また、承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供した場合、輸出物品販売場を経営する事業者に対して、提供した購入記録情報又は購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を提供又は交付しなければなりません（消令18の4①）。購入記録情報の提供又は交付の方法について、詳しくは問109をご参照ください。

なお、承認送信事業者が、契約先の輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、承認送信事業者の識別符号を購入記録情報に含めて提供しなければなりません（消規則10の5①）。

《承認送信事業者の承認要件》

- ① 現に国税の滞納（その徴収が著しく困難であるものに限りません。）がないこと。
- ② 契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者との間で必要な情報を共有するための措置が講じられ、電子情報処理組織を使用して適切に国税庁長官に購入記録情報を提供できること。
- ③ 輸出物品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつその取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を国税庁長官に提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

《購入記録情報を提供するための要件（提供要件）》

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者<sup>(注)</sup>と承認送信事業者との間において、その承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供することに関する契約が締結されていること。
- ② 承認送信事業者が購入記録情報を提供することにつき、輸出物品販売場を経営する事

業者<sup>(注)</sup>との間で必要な情報を共有するための措置が講じられていること。

(注) 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者にとっては、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者

(承認送信事業者の承認申請手続)

問105 承認送信事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

承認送信事業者の承認を受けようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、次の事項を記載した「承認送信事業者承認申請書」を次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります（消令18の4④⑤、消規則10の7①②）。

なお、承認送信事業者の承認を受けた事業者に対して、納税地の所轄税務署から承認送信事業者の識別符号の通知が行われ（消規則10の7③）、電子証明書（クライアント証明書）の発行手続ができるため、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出は必要ありません。

≪「承認送信事業者承認申請書」の記載事項≫

- ① 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にとっては、輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称（代表者の氏名を含みます。）及び納税地）
- ② 申請者の電子メールアドレス
- ③ その他参考となるべき事項

≪「承認送信事業者承認申請書」の添付書類≫

- ① 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいいます。）の概要（例えば以下に掲げる内容等）を記載した書類
  - イ 購入記録情報の提供に使用する送信機器の操作要領
  - ロ 購入記録情報の提供に使用するプログラムの概要
  - ハ 契約を締結した輸出物品販売場との間で必要な情報を共有するためのシステムのマニュアル
- ② 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要（例えば以下に掲げる内容等）を明らかにした書類
  - イ 契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者へ交付する手続マニュアル
  - ロ 購入記録情報の提供に関するマニュアル等

③ その他参考となるべき書類

イ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報等

ロ 輸出品販売場を経営する事業者との間の契約の締結に関する事項

- ・ 契約書のひな型等

(注) ③の資料については、承認要件の確認のため参考として添付してください。

(購入記録情報を「適切に国税庁長官に提供できること」)

問106 承認送信事業者の承認要件とされている「購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること」について教えてください。

【答】

購入記録情報を「適切に国税庁長官に提供できること」とは、承認送信事業者が、契約を締結した輸出品販売場に係る購入記録情報をその輸出品販売場を経営する事業者のために、電子情報処理組織を使用して遅滞なく国税庁長官に提供できることをいいます。

なお、「遅滞なく」の意義については、問48をご参照ください。

(購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約)

問107 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」について教えてください。

【答】

「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」とは、承認送信事業者と輸出品販売場を経営する事業者<sup>(注)</sup>が、承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、締結した契約をいいます。

(注) 手続委託型輸出品販売場を経営する事業者の場合は、手続委託型輸出品販売場を経営する事業者又は手続委託型輸出品販売場に係る承認免税手続事業者

(必要な情報を共有するための措置)

問108 承認送信事業者の購入記録情報の提供要件とされている承認送信事業者と輸出品販売場を経営する事業者との間における「必要な情報を共有するための措置」について教えてください。

【答】

「必要な情報を共有するための措置」とは、承認送信事業者が、購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、承認送信事業者と輸出品販売場を経営する事業者<sup>(注)</sup>で、購入記録情報や輸出品販売場ごとの識別符号等の必要な情報が共有できるよう体系的に

対応すること等をいいます。

なお、承認送信事業者は、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供する必要があることから、輸出物品販売場を経営する事業者が免税販売を行った都度、即時に行う必要があります。

(注) 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者にあつては、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者

(承認送信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供等の方法)

問109 承認送信事業者が、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供した場合は、その提供した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面をその輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供又は交付しなければなりません。この提供又は交付について具体的に教えてください。

【答】

承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供した場合、輸出物品販売場を経営する事業者に対して、提供した購入記録情報又は購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を提供又は交付しなければなりません（消令18の4①、消規則10の5②）。

国税庁長官に提供した購入記録情報をデータのまま提供する場合については、例えば、次のような方法があります（消基通8-3-4）。

- ① 承認送信事業者のシステムと輸出物品販売場を経営する事業者のシステムをインターネット回線等で接続し、承認送信事業者のシステムから輸出物品販売場を経営する事業者のシステムに購入記録情報を送信する方法
- ② 承認送信事業者が自らのシステムに購入記録情報を記録・保存し、インターネット回線等を通じて輸出物品販売場を経営する事業者がそのシステムを自由に閲覧できるようにする方法（問110、114参照）
- ③ 承認送信事業者が光ディスク等の記録媒体に購入記録情報を記録し、輸出物品販売場を経営する事業者に交付する方法

また、国税庁長官に提供した購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を交付する場合について、交付する書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限られます。例えば、購入記録情報の各記録項目と記録内容を表形式で対応関係が明らかにされた書面等が該当します。

なお、データでの提供及び書面の交付のいずれの方法であっても、月ごとに区切って定期的に行う等、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過する日ま

で、適宜の方法で行って差し支えありません。

(承認送信事業者が購入記録情報の提供を行った場合の輸出物品販売場を経営する事業者における購入記録情報の保存(クラウドサービス等の利用))

問110 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、承認送信事業者が国税庁長官に提供しています。その購入記録情報について、承認送信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存している購入記録情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者が国税庁長官に提供した購入記録情報又はその購入記録情報を出力(印刷等)する方法により作成した書面の提供を承認送信事業者から受け、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています(消規則7①)。

輸出物品販売場を経営する事業者が、承認送信事業者のインターネット回線等を通じて、常時、直接、サーバ内に保存する購入記録情報を閲覧することができ、かつ、承認送信事業者が購入記録情報を消規則10の6②の規定に従って保存している場合、その閲覧することができる期間に限り、輸出物品販売場を経営する事業者においても承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を適切に保存しているものとして取り扱われます(消基通8-3-4)。詳しくは、問114をご参照ください。

(「承認送信事業者」と「承認免税手続事業者」の兼務)

問111 当社は、承認免税手続事業者として特定商業施設に免税手続カウンターを設置し、手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行っています。当社から国税庁長官に契約先の手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供することを検討していますが、可能ですか。

【答】

承認送信事業者として国税庁長官に購入記録情報を提供しようとする事業者(消費税の課税事業者に限ります。)は、「承認送信事業者承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出して、納税地の所轄税務署長から承認を受ける必要があります(消令18の4)。

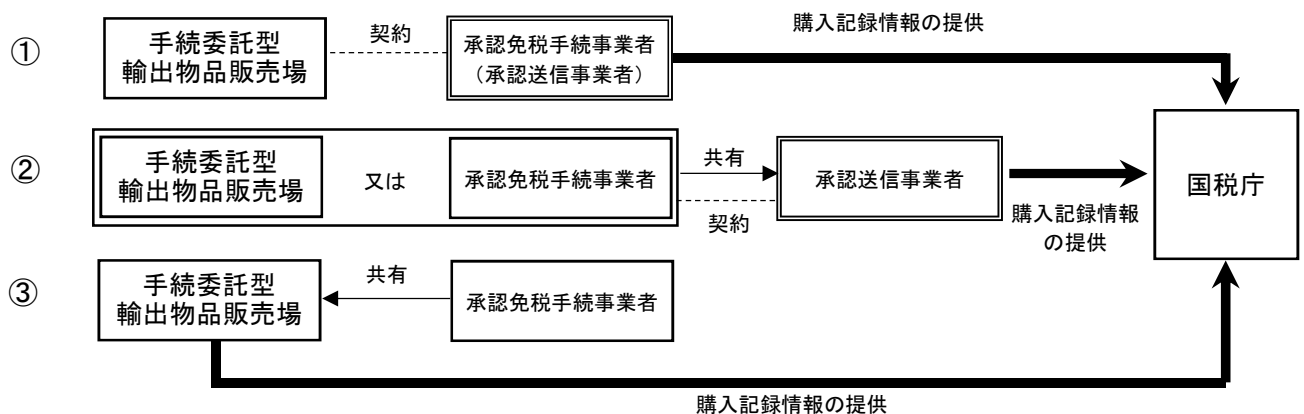
既に承認免税手続事業者として承認を受けている事業者が手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供する場合も、あらかじめ「承認送信事業者承認申請書」

を納税地の所轄税務署長に提出して、承認を受ける必要があります。

また、手続委託型輸出物品販売場の購入記録情報を提供方法については、

- ① 承認免税手続事業者が承認送信事業者の承認を受けて、手続委託型輸出物品販売場を  
経営する事業者との間で購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結  
し、購入記録情報を提供する方法
  - ② 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者が他の承認送信  
事業者との間で購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約を締結し、その  
承認送信事業者が購入記録情報を提供する方法
  - ③ 手続委託型輸出物品販売場が自ら国税庁長官に購入記録情報を提供する方法
- ありますが、①から③までのいずれの方法の場合も、承認免税手続事業者が行う免税販売  
手続の際、遅滞なく購入記録情報の提供を行うことが必要となります。

○ 購入記録情報の提供の流れ（上記①から③のイメージ）



(注) 1 ①又は②のケースにおいて、承認送信事業者は、手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に対して、国税庁長官に提供した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を提供又は交付する必要があります（消令18の4①）。

2 購入記録情報は、輸出物品販売場を経営する事業者及び承認送信事業者において保存する必要がありますが、承認送信事業者が購入記録情報を消規則10の6②の規定に従って保存し、輸出物品販売場を経営する事業者がその購入記録情報を閲覧可能である場合、閲覧可能である期間については、輸出物品販売場を経営する事業者においても購入記録情報を保存しているものとして取り扱われます（消基通8-3-4）。

(フランチャイズ店舗の対応)

問112 当社は、自社ブランドの商品の販売についてフランチャイズ展開をしており、フランチャイズ本部として、加盟店との間において、独自のシステムで連携することにより、各加盟店の売上等をリアルタイムに集約しています。当該システムを改修し、当社から各加盟店の購入記録情報を提供することを検討していますが、それは可能ですか。また、当社が他の承認送信事業者と契約し、その承認送信事業者から各加盟店に係る購入記録情報を提供することは可能ですか。なお、当社は自社ブランドの商品について直営店を有しておらず、輸出物品販売場の許可を受けていません。

【答】

承認送信事業者として国税庁長官に購入記録情報を提供しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）は、その納税地の所轄税務署長から承認を受ける必要があります（消令18の4④⑤）。

フランチャイズ本部が、承認送信事業者として納税地の所轄税務署長から承認を受け、各加盟店と「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を締結する等の購入記録情報を提供するための要件を満たすことで、各加盟店に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することができます。

なお、他の承認送信事業者が、各加盟店に係る購入記録情報を提供する場合には、その承認送信事業者が「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を各加盟店との間で締結する必要があります。

また、フランチャイズ本部が、各加盟店から委任を受けて、他の承認送信事業者と「購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約」を締結する場合は、各加盟店が他の承認送信事業者と直接契約せずとも、その承認送信事業者が各加盟店に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することができます。

(自社とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供する場合)

問113 当社は、自ら輸出物品販売場を経営しており、保有するシステムで自ら購入記録情報を提供します。当社には輸出物品販売場を経営する別のグループ会社があり、このグループ会社が経営する輸出物品販売場の購入記録情報についても当社が保有するシステムから提供したいと考えています。この場合はどのように購入記録情報を提供すればよいですか。

【答】

別法人であるグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報については、購入記録情報を国税庁長官に提供する事業者が承認送信事業者の承認を受け、承認送信事業者として提供する必要があります。

また、同一のシステムを使用して自ら経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供して差し支えありませんが、自ら経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報とグループ会社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報をそれぞれ適切に提供する必要があります（例えば、購入記録情報の記録項目である輸出物品販売場の識別符号や事業者名等を切り替えて設定ができる等のシステム機能が必要となります。）。

なお、システムにインストールする電子証明書（クライアント証明書）は、自ら経営する輸出物品販売場について発行を受けたものと承認送信事業者として発行を受けたもののいずれを使用しても差し支えありません。

（承認送信事業者の購入記録情報の保存）

問114 承認送信事業者が国税庁長官に提供した購入記録情報の保存について教えてください。

【答】

承認送信事業者は、契約を締結した輸出物品販売場ごとに、国税庁長官に提供した購入記録情報を整理し、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第4条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って、その提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければならないこととされています（消令18の4②、消規則10の6）。

なお、購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力（印刷等）したものに限り。）により保存することもできます（消規則10の5②）。保存方法については、問51をご参照ください。